（昭和50年11月6日薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知抜粋）

 毒物劇物危害防止規定について

１　危害防止規定の目的及び性格について

　　危害防止規定は、当該製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確に　し、もって毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいと　した事業者の自主的な規範であること。

２　危害防止規定の記載事項について

　（１）危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量・　　　取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成す　　　ること。

　　　　なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であって　　　も差し支えないこと。

　（２）危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、　　　毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、下記の基本的な事項が　　　記載されていなければならないこと。

　　　　なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体　　　的に実施するために必要な細則を定めること。

　　　ア　毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備　　　　等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を　　　　行う者の職務及び組織に関する事項

　　　イ　毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

　　　ウ　毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

　　　エ　毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

　　　オ　事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

　　　カ　毒物及び劇物貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備　　　　等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する　　　　事項

　　　キ　その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

《例示》

 毒　物　劇　物　危　害　防　止　規　定

 所在地

 名　称

１　目的

　　本規定は、毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防　止することを目的とする。

２　管理責任者

　　毒物劇物の取扱いに関し、事業所全体を管理、監督する毒物劇物管理責任者を設　置する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （組織図） |  　 管　理　責　任　者 （氏名　　 　　　　　） |  |

 第１事業部門 第２事業部門

 （従業員氏名　　　　　　　　）　　　　　　　　　　（従業員氏名　　　　　　　　）

（管理責任者の業務）

1. 管理責任者は、５「注意及び確認事項」に掲げる管理簿・自己点検表・毒物

　　 劇物の取扱い方法等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要

　　な措置を行う。

1. 管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を各部門の管理者を通じ

　　従業員に与える。

（従業員の業務）

　　各従業員は、管理責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

３　緊急連絡網

　　事故等が発生した際には、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限に　くい止めるための緊急連絡体制を確立する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  発 見 者 事 故 盗 難 災 害 |  連絡 → ← 指示 |  管理責任者 氏名（ ） ℡ |  連絡 →　 ← 指示 |  代表者責任者 氏名 （ ） ℡ |  |

 通報

 報告 ↑

 ↓ 指示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ○○警察署℡ その他関係機関℡○○消防署℡ ℡（管理責任者不在時の連絡先）○○保健所℡ ℡（代表者責任者不在時の連絡先） |  |

４　その他

　　 規定年月日 年　　月　　日（規定者　　　　　　　　　　　　印）

 改定年月日 年　　月　　日（改定者　　　　　　　　　　　　印）

５　注意及び確認事項

　　毒物劇物の適正な取扱いのため従業員は、次の事項を遵守すること。

（１）取扱う毒物劇物の名称・保管量について

　・毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙１の管理簿を作成する。

　・各従業員は、取扱った毒物劇物の数量を管理簿に記録する。

* 最少保管数量になった時点で管理責任者は、購買担当者に連絡し、新たに購入す

　る。

（２）貯蔵設備について

* 貯蔵設備について別紙２日常点検表に基づく点検を各業務場所担当者は行い、記

　録する。

　・設備の改修や震災等の異常時の点検・保守等については、点検を行い管理責任者　　が確認のうえ、取扱いを再開する。

（３）取扱いについて

　・貯蔵設備は、必要時以外は解錠しないこと。カギは、責任者を定めて管理する。

　・保管管理中の毒物劇物の状態を確認し、異常の有無を点検する。

　・貯蔵設備の換気、排水処理設備等の異常の確認を行う。

* 毒物劇物の使用後の空容器は、保健衛生上の危害が生じないよう適切な処分を行

　う。

（４）応急措置・廃棄について

　・万一、保管容器等から毒物劇物が流失、飛散した場合には、直ちに３「緊急連絡　　網」により関係者に連絡すること。

　・被害の拡大を防ぐため、別紙「応急措置」により適切な対応を行うこと。

　・廃棄については、自家処理せず、都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に　　委託し、適正な処理を行う。

　・委託処理を行った場合には、その処理した量、年月日等を記録し、３年間保存　　すること。

（５）教育及び訓練

　　　管理責任者は、保健衛生上の危害防止のため、定期的な教育及び訓練を行うこ　　と。

　・法の規制に関すること

　・事故等の応急措置に関すること。

　・毒物劇物の性状に関すること。

　・その他

別紙１

 毒　物　劇　物　管　理　簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  品　　名 | 　毒物・劇物（名称：　　　　　　　　　） |  規格（　　　％、ｇ、ｍＬ等） |
|  年 月 日 |  受 入 量 |  払 出 量 |  在 庫 量 |  払 出 者 |  責 任 者 |  備 考 |
|  ・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  ・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |
|  　・　・ |  |  |  |  |  |  |

 （　　）

別紙２

 日　常　点　検　表

(所属　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  　確　　認　　日 |  年 月 日(AM) |  年 月 日(PM) |  備 考 |
|  　確　認　事　項 |  |  |  |
|  貯 蔵 設　備 |  施錠の状態 |  |  |  |
|  カギの保管状況 |  |  |  |
|  表示内容 |  |  |  |
|  固定状況 |  |  |  |
|  流失・飛散の有無 |  |  |  |
|  他との区分 |  |  |  |
|  改修等の必要性 |  |  |  |
| 　その他 |  |  |  |
|  製 品 |  表示内容 |  |  |  |
| 　飲食物容器への保管の有無 |  |  |  |
| 　その他 |  |  |  |
|  応急措置　品目毎の措置の確認　 |  |  |  |
|  廃棄 廃棄方法の状況 |  |  |  |
|  そ の 他 |  |  |  |
|  確 認 印 |  担 当 者 印 |  |  |  |
|  所 属 責 任 者 印 |  |  |  |
|  管 理 責 任 者 印 |  |  |  |